

| | | | |
|--|---|------------------------|--|
| 第5回 定例教育委員会議事録 | | 日 時 : 令和4年5月26日(木) | |
| | | 場 所 : 菱刈庁舎3階大会議室 | |
| 開会、閉会に関する事項 | | 10時00分 開会 10時59分 閉会 | |
| | 教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰 | 議場に出席した者の氏名 | 教育総務課長 平 崎 祐 実 学校教育課長 竹 下 健一郎 社会教育課長 中 村 康 雄 文化スポーツ課長 浅 山 典 久 学校給食センター所長 有 馬 洋一郎 書 記 茶 園 浩 幸 書 記 中 原 百 恵 |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | |
| 審 議 状 況 | | | |
| <p>(森教育長) ただいまから令和4年第5回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(茶園係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和4年第4回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(茶園係長) 令和4年第4回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和4年第4回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の4月25日から5月25日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。</p> <p>(永野治委員)</p> | | | |

はい。5月7日の土曜いきいき講座開講式に参加しましたが、年々受講者が増えていることは非常に喜ばしいことだと思いました。子ども達が段々落ち着いてきているというか、意気込みを感じるような意欲的な顔をしているのが非常に印象でございました。中学生が随分増えたということと、大口中央学校の教頭が講師としておられ、また校長も開講式に参加されて非常に中学校の意気込みを感じたところでございます。

5月16日と23日の学校訪問ですが、大口中央中学校、牛尾小学校、菱刈小学校、田中小学校に参りました。教育長もおっしゃったように、子ども達が非常に落ち着いてきており、また学校も落ち着いてきているとの印象でございました。

5月17日に鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会・講演会がございました。始良・伊佐地区の教育委員会総会は書面開催で中止ということでしたが、県の方が地区より人数が多いのに地区は総会を開催しない、この違いは何だろうと思ったところでした。個人的な話ですが、市町村の総会では色々な先生方が教育長になったり教育委員になったりと沢山いらっしやいまして、今回も数人の方々とお話しする機会がありました。他の市町村の動向などもゆっくりと話せばまた生かすことが出来るのではと思いましたが、コロナ禍の中で、なかなか情報交換会がないというのは残念だと思いつつ参加したところでした。

以上でございます。

(森教育長)

長野則夫委員、お願いいたします。

(長野則夫委員)

はい。私も5月7日の土曜いきいき講座開講式に参加させていただきました。皆いきいきとした目をして、代表の女子の誓いのことばも非常に良かったと思います。先程教育長が言われましたように、英語、算数、数学に絞って集中して学ぶことは非常に良いことだと思いました。また講師の先生方も若返り活気のある土曜いきいき講座になるのではないかと感じました。

5月23日は菱刈小学校と田中小学校の学校訪問でしたが、菱刈小学校も田中小学校も非常に落ち着いていて、また学校によっては色々課題があるようですが、先生達を中心となって色々解決しているところが非常に心に感じる事が出来ました。菱刈小学校の校長先生は非常に元気が良くて、あの感じでしたら菱刈小学校は伊佐市のナンバーワンになれるのではないかと感じました。元気のいい先生方もおられて、非常に良いさわやかな学校訪問が出来ました。

この間、南日本新聞に牛尾小学校が狂言の体験をしたという記事の掲載がありました。大口明光学園中の演劇部も参加されたようですが、子ども達にとっては非常に良い体験だったのではと感じました。

以上です。

(森教育長)

久保田委員、お願いいたします。

(久保田委員)

はい。私も同じく5月7日の土曜いきいき講座開講式に出席させていただきました。ものすごく大口地区からの受講生が多くなっていましたが、英語検定の検定料の助成金などを保護者も意識されてのことなのか、ものすごく英語の方も多くて小学生等もびっくりしていました。菱刈地区は学校によっては受講生が0人という所もありましたので、交通面など色々な関連もあるかとは思いますが、学校からの周知とか、いきいき講座の内容をもう少し上手く小学生に伝えられるような機会があれば、自分たちも行ってみようかなという気持ちになるのではないかと感じました。来た子供たちは分かりますが、そこに踏み込めない子ども達もいるのではないかと感じるところでした。

以上です。

(森教育長)

長野吉泰委員、お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。私は5月16日、23日の共に午前中のみ学校訪問に参加させていただきました。大口中央中学

校、菱刈小学校共に先生方が非常に丁寧でやる気をもって指導されているということを感じました。特に大口中央中学校は昨年までと比べても明らかに生徒も落ち着き、先生方も生き生きと元気よく指導されていると感じました。菱刈小学校に関しましても、同じように丁寧に一人ひとりに分かるように教えようという気持ちをもって教えていらっしゃるのを見て取れました。

私からは以上です。

(森教育長)

はい、ありがとうございました。

先程ありました「土曜いきいき講座」の周知につきましては、途中からでも参加できますので、色々な場を通じて行っていきたいと思います。

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はございません。付議事件が6件ございます。

では付議事件に入ります。

議案第18号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、3ページになります。本件は、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、補正予算第2号について市長に意見を申し出ることについて、議決を求めるものです。内容につきましては、別紙の一般会計補正予算参考資料をご覧ください。

1ページ中ほどの(款)10教育費(項)2小学校費(目)1学校管理費(節)14工事請負費の補正額150万円につきましては、教育委員会で所管しております、大口小学校下の旧市営住宅跡地の石垣が崩落していることから、石垣の補修に係る工事請負費を措置しています。

(目)2教育振興費(節)18負担金補助及び交付金の補正額246万3,000円と、(項)3中学校費(目)2教育振興費(節)18負担金補助及び交付金の補正額535万円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による小・中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料への補助金を措置しています。

2ページをご覧ください。(項)5社会教育費(目)4図書館費の補正額579万3,000円については、図書館の蔵書検索をインターネットで行うためのシステムの追加に係る経費及び、本の除菌器2台の購入のための経費をそれぞれ措置しています。なお、経費につきましては、先程申しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部充てるということになっています。

(項)6体育総務費(目)2体育施設費(節)7報償費の補正額35万円については、カヌー競技場のコース設置に係る作業員の報償費を措置しています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

よろしいでしょうか。

(教育長)

はい、お願いします。

(永野治委員)

学校管理費の中でありましたが、旧市営住宅の跡地の管理は財政課ではなくて、学校管理費になっているのですか。

(平崎課長)

本来なら財政課の方で管理すべき土地なのですが、大口小学校の浄化槽の排水管が旧市営住宅跡地の中を現在も通っておりまして、そのあたりの関係で教育委員会の方で引き続き管理をするということになっております。これにつきましては、今後排水管の問題を解消できれば、財政課へ所管替え出来るものだと思っております。

(永野治委員)

跡地の利用は、まだ決まっていないのですか。

(平崎課長)

はい、まだ決まっていません。

(永野治委員)

学校管理の土地でしたら、小学校の駐車場として利用出来ないのでしょうか。

(平崎課長)

そのあたりにつきましては、まだしっかりと決めていない状況です。

(教育長)

その他ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第18号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第18号は、議決されました。

次に、議案第19号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、4ページから6ページになります。本件は、これまで全国大会等に出場する選手等への補助金の支給要件を見直すことについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3項の規定により、議決を求めるものです。

5ページ及び別紙新旧対照表1ページから2ページをご覧ください。第2条の改正におきましてこれまで全国大会だけを対象としていましたが、九州大会及び国際大会を加えてあります。また、対象者につきましても第2条2号において「保護者が市内に居住し、県内で寮生活等をしている高校生以下のもの」を新たに追加しています。第5条の改正では、対象経費の2分の1以内を削除し、別表の定める範囲内で支給するとしています。新旧対照表の2ページの別表の欄をご覧ください。1人当たりの補助金の限度額を九州大会は1万円、沖縄県開催される九州大会は2万円、全国大会及び国内で開催される国際大会は3万円、沖縄県を除く九州地区で開催される場合は2万円、国外で開催される国際大会は10万円、アジア地区開催は5万円とし、団体種目については1団体30万円を限度額としています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第19号「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第19号は、議決されました。

次に、議案第20号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、7ページから8ページになります。本件は、これまで中学校体育連盟主催の大会に出場する選手等への補助金の支給要件を見直すことについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3項の規定により、議決を求めるものです。

8ページ及び別紙新旧対照表3ページをご覧ください。

第1条の改正においてはこの補助金の支給要件を県内の大会とし、全国大会及び九州大会を対象から外しています。第2条の改正では交付対象者を伊佐市立の中学校としています。

新旧対照表の3ページの別表の改正をご覧ください。九州大会及び全国大会を削除し、個人、団体の区別をなくし、地区大会及び県大会のみを補助の対象としています。備考の2については、この別表の定めには個人団体の区別をする必要がないことから削除しています。なお、九州大会及び全国大会の出場補助金については、今後は先ほど審議いただきました「伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱」で対応してまいります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

長野吉泰委員お願いします。

(長野吉泰委員)

例えば中学校陸上部が県の記録会に出場するときは対象外で、あくまで伊佐・始良地区の大会を勝ち抜いて県大会に出場したときに対象となる考えでよろしいでしょうか。

(平崎課長)

中学校の総合体育大会だけが対象となりますので、委員のご指摘のとおりでございます。

(森教育長)

その他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第20号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第20号は、議決されました。

次に、議案第21号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、9ページから10ページになります。本件は、委員の任期満了に伴い新たに6人の委員を委嘱することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定により、議決を求めるものです。

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日の2年間となります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第21号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第21号は、議決されました。

次に、議案第22号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、11ページから12ページになります。本件は、委員の任期満了に伴い新たに9人の委員を委嘱することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定により、議決を求めるものです。

任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日の2年間となります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第22号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第22号は、議決されました。

次に、議案第23号「伊佐市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、13ページから14ページになります。本件は、委員の任期満了に伴い新たに20人の委員を委嘱することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定により、議決を求めるものです。

任期は、令和4年6月1日から令和5年5月31日の1年間となります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

給食センター所長、何か補足がございますか。

(有馬所長)

はい。こちらの運営委員会の定数が、伊佐市立学校給食センター条例第4条により22人以内をもって組織するとございますが、昨年度まで19人で組織していました。今年度は栄養管理、食育の観点から、新たに市保健課職員を1人加えまして、19人から20人とするところでございます。

(森教育長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第23号「伊佐市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第23号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

特にないようですので、以上で討論等を終わります。

次に、その他の件に入ります。

学校教育課より、「学校における業務改善アクションプラン」について教育委員の皆様にお伝えしたいことがあるようです。学校教育課長お願いいたします。

(竹下課長)

はい。資料を準備いたしました。「学校における業務改善アクションプラン」について説明をさせていただきます。「学校における業務改善アクションプラン」につきましては、資料一枚目の裏に参考として資料を付けていますが、鹿児島県教育委員会が令和元年度から令和3年度までの三年間、県内の全ての小・中・高等学校で実施をして参りました取組でございます。目的及び目標については、ご確認をください。重点取組として4つの取組がございまして、年間2回各学校に調査をかけております。本市の小・中学校の結果につきましては一枚目の2番に帯グラフでお示しをいたしました。これにつきましては、目標値の中に「教職員の80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感をしている」に基づく評価のみの結果でございますが、ご覧いただきたいと思っております。令和2・3年度について、昨年度は若干数値的には落ち込みが見られました。まだ細かく分析はしておりませんが、本課としては、昨年度は伊佐市内でコロナ対応が学校でもありまして、そういったところで学校がバタバタしたところが影響しているのではないかと確認をしているところです。関連情報として、令和4年5月17日付の南日本新聞に、県教委の業務改善調査の結果が記事として出ておりました。上段の中ほどの後部の方に県全体の状況が出ておりますが、改善を「十分感じる」が11.1%、「おおむね感じる」が58.8%というところから見ると、本市においてもほぼほぼ県の状況と同じくらいの結果であったのかと思っております。また今後、県教委の方から総括が出されると思っておりますので、そういったものを踏まえて本市においても学校に対しての助言指導等をして参りたいと思っております。

さらに今後の取組としては、3番、一枚目の下の方に資料を付けましたが、本年令和4年4月1日付に県教委から通知が出ておまして、3年間の取組が終わった後の対応について、「市町村教育委員会で制定した上限方針等に基づき」というふうに通通知がございましたので、これを踏まえまして、二枚目に教育委員会としまして本市の「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定いたしました。これについては細かく説明をいたしません。内容としましては、「勤務時間の上限の目安時間」これを確認の意味で整理をさせていただきます。さらに裏面の方には、「教育委員会が講ずべき措置」ということで、今後

は主に管理職研修会等の機会を踏まえまして、この11の視点について適宜指導して参りたいと思っております。また、必要によっては実態調査等も行いながら、今後もさらに業務改善が進むようにして参りたいと思っております。まだ現在進行形で新年度になりまして約2カ月が終わろうとしている段階ですが、学校の業務改善については、それぞれの学校規模、実情に応じて取組が進んでいますが、大きな目玉である校務支援システム、GIGA構想において校務支援システムの導入が図られまして、これが上手く機能していけば大幅に業務改善につながるであろうと思いますが、現実的な問題として登録事務であったり、操作に関する職員研修であったり、そういったところに対応が強いられている状況ですので、これが落ち着いてまいりましたら運用に向けた準備が整ってさらに業務改善が進んでいくのであらうとの思いは持っているところです。また適時実態調査等を踏まえたことで、教育委員の皆様方にも情報提供をさせていただきたいと思っております。

以上です。

(森教育長)

はい。今後の業務改善の方針として教師の勤務時間の上限に関する指針を定め、そして各学校にこれを周知し、また出来るだけ守っていけるようにしていきたいということです。学校管理規則を改正するというところまではいきません。それぞれの学校の努力によってしてもらいたいと思います。と申しますのは、校務支援システムの使い方がなかなかまだ十分浸透していませんので、これが十分出来るようになれば業務改善が進むのではないのかと思います。特に、「上限の目安時間」というのが資料の(2)にあります。勤務時間外の勤務時間は、月に45時間を超えないようにするというのが一番大きな目安でございます。現在各学校の状況を見ますと、特に教頭達の勤務時間が、「新しく教頭になったもの」や「伊佐に新しく入ってきた教頭」、また「大規模校の教頭」がなかなか厳しい状況ではあるようです。これは勤務に慣れてくれば随分減っていくのではないかと考えるところでございます。このような上限に関する指針を作りまして、校長会、教頭会で降ろしていきたいと、また各学校では管理職から職員への指導の目安にしてもらおうと考えているところでございます。

只今の説明につきまして、何かお聞きしたいことはございませんでしょうか。

長野吉泰委員お願いします。

(長野吉泰委員)

この業務改善というのは、ただ時間を短く、何時までに帰らなさい、残業は月何時間を超えないようにしなさいということなのでしょうか。それに伴って何か、書類作成など色々と先生方の作業がありますが、そういうものの改善も具体的に何かしなさいとか含めたうえでの改善ということなのでしょうか。

(森教育長)

学校教育課長。

(竹下課長)

はい。まず委員からのご質問に対してですが、この目標はあくまでも目標ですので、勤務時間45時間は目安で取り組んでいきますが、今お尋ねの主旨を踏まえまして、実際時間だけをどうこうとかいうわけではなくて、教員が本来すべき業務をもう一回管理職がしっかり見定めるといことになります。学校がすべきこと、家庭にしっかりしていただくこと、連携を取りながらすることの業務の見直しからです。あと勤務時間の開始時刻から終了時刻までの「校時表」というものを学校は作成していますが、これまでの会議等も本来必要かどうか、時間的な設定も必要かどうか、今まで別々にしていたものを一つに出来ないかどうかとか、あと学校長の判断で休み時間であったり、行事の帯の時間であったり、そういったものを全職員で協議しながらスリム化を図りながら、例えば会議も校務支援システムを使えばもう少し軽減できるものもあります。本質は子どもの学力の向上ですので、子どもに教員が向き合う時間をとにかく増やす。「勤務時間の中で教師がしっかりと教材研究したうえで子ども達に向き合って授業力も向上させて」というところが本来の目的ですので、教員が本来すべき業務というのを、そういったところを分かっていたら、そのうえで、今までしなくても良いとは言いませんが、たくさん時間とられていた業務を見直して精選をして、チームであたるか、一部の教員任せにしないとかそういう

たところを3年間かけて見直しをしてきました。いよいよもって底が見えてきましたので、やれることに限界が出てきましたので新たなこの校務支援システム等も導入して、さらに改善が図れるもの、会議の中身の検討とか資料の作成とかそういったものの見直しがまた進んでいくのではないのかというところではあります。

以上です。

(森教育長)

菱刈小学校に行かれた時に、職員室の先生方の机に端末が良く載っていましたが、これまでは資料は紙で配っていましたが、これを端末で一瞬にして皆が同じ情報を得るといったようなことにしたりしています。また、教頭たちが苦勞しているのは、市教育委員会、県教育委員会からの調査物が非常に多いことです。これらを精選して教頭の負担を減らしていこうということも取り組んでいるところです。ともかく、本来の業務である子どもの教育に関することに先生方がいっぱい時間をかけることが出来るようにしていこうということが一番の狙いであります。

(長野吉泰委員)

はい。良く分かりました。

(森教育長)

その他にございませんでしょうか。

文化スポーツ課長お願いします。

(浅山課長)

はい。配布してございます「燃ゆる感動かごしま国体伊佐市庁内推進会議設置規程」をご覧ください。こちらの規程につきましては、定例教育委員会での報告事項、付議事件としてのものではなく、市長部局で規程を定めるものでございます。今日はこのお知らせをしたいと思っております。

伊佐市訓令第6号「燃ゆる感動かごしま国体伊佐市庁内推進会議設置規程」ということで、所掌事務に関しましては、「国体の開催に関する庁内の連絡調整に関すること」、「国体の開催に向けた施設整備等の方針に関すること」、「国体の準備に係る計画の素案、原案の策定に関すること」、「その他国体の推進に関すること」としてあります。組織の構成につきましては、会長は市長、副会長は副市長と教育長をもって充てるとなっています。別表には、市長以下推進会議の委員を記載してございます。5月31日に県の国体実行委員会総会がござります。その県の総会の内容を確認してから市の庁内推進会議を開くこととなりますが、今後の国体の成功に向け、スケジュール等を示しながら会を進めていくこととなります。なお、推進会議の設置規程につきましては以前作成をしていましたが、延期となったことで効力を失っていたことから、今回改めて施行日を令和4年6月1日とした規程を市長部局で定めることとなりました。

以上、伊佐市の庁内推進会議設置規程を新たに設けということで皆さまへの情報提供でした。

よろしく申し上げます。

(森教育長)

はい。来年10月に国体が開催されることになりまして、教育委員会においても国体推進の係を3名体制として対応しているところでございます。ただ延期したものですからその盛りあがりやしゅんと消えてしまって、なかなか来年国体があるという姿が見えないのですが、今国体係の方が懸命にその盛りあげをしていこうとしているところでございます。その手始めに庁内の推進会議の開催を必要としますが、過去に定めた規程の効力が切れていましたので、市長部局において来年に向けて新しく定めたということではあります。

これについて何かございますか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

はい。ないようです。

その他に委員の皆様何かございますか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、これもちまして、令和4年第5回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。